

土壌汚染対策法第12条第1項に基づく
形質変更時要届出区域内における
土地の形質の変更届出書作成のてびき

令和6年4月

広島市環境局環境保全課

1 土壤汚染対策法について

平成15年2月に施行された土壤汚染対策法は、平成29年5月に改正され、平成31年4月に一部を改正する法律が施行されました。

この法律は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

この法律によって、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合(第3条)や土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合(第4条)、工場・事業場跡地などで土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合(第5条)には、土地の所有者等(※)が土壤汚染状況調査を行うことになります。

この調査で土壤に含まれている特定有害物質の量(含有量)や土壤から特定有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準に適合していないと認められる場合には、広島市がその土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

指定された「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」において土地の形質の変更が行われると、汚染を拡散させたり健康被害を生じさせるおそれがあることから、土地の形質変更を行う者に対し、「要措置区域」では土地の形質の変更の禁止、「形質変更時要届出区域」では土地の形質変更時の事前届出を義務付けることにより、汚染土壤を適正に管理しています。

※ 「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者および占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有するものが所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

2 土壤汚染対策法第12条第1項に基づく土地の形質変更となる行為

形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更する場合は、届出の対象となります。土地の形質の変更とは、掘削、盛土、土壌の仮置き、アスファルト舗装の剥ぎ取り等により土地の形状を変更する行為が全て該当します。

ただし、以下のいずれにも該当しない通常の管理行為等については届出の対象外となります。

- ① 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ② 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。③において同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。
- ③ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上（②の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

なお、本届出の対象外であっても、区域内の土壌を区域外へ搬出する場合は、別途、同法第16条第1項に基づく届出が必要となり、許可を持つ処理施設で処理等をしなければなりません。

3 届出を行う者及び届出の期限

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、土地を借りて開発行為を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

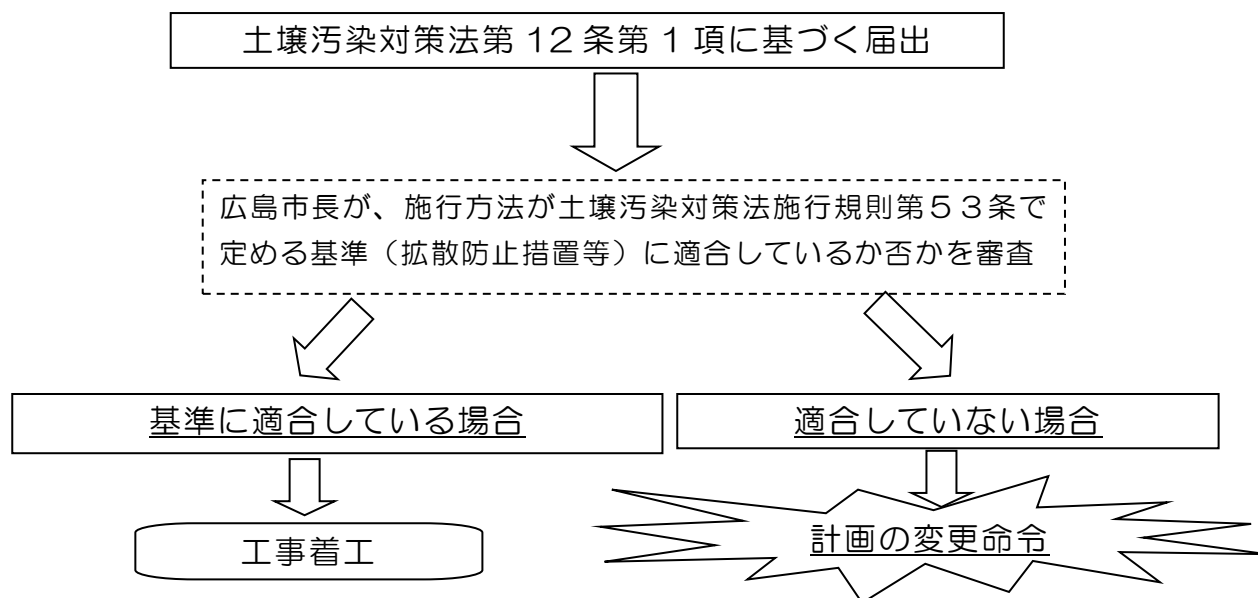
届出書は、土地の形質の変更に着手する日の14日前までの提出が必要です。「着手する日」とは、実際に現場で土地の形質の変更を行う日をいいます。

ただし、以下の場合には、それぞれ定められた期間内に届出が必要です。その場合も、土壤汚染対策法第12条第1項に基づく届出と同じ書類を提出いただく必要があります。

- ・ 形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為（土壤汚染対策法第12条第2項）
→ 区域指定の日から14日以内
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として実施された行為（土壤汚染対策法第12条第3項）
→ 土地の形質の変更の着手日から14日以内

4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。届出書の内容によって、基準不適合土壤または特定有害物質の飛散、拡散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じていないと広島市長が認めるときは、届出を受けた日から14日以内に土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命じる場合があります。



「土地の形質の変更の施行方法に関する基準」

- ① 土壤溶出量基準不適合土壤が形質変更時要届出区域内的の帯水層に接する場合には、地下水位を低下させる等して施行すること
※ 掘削深度が帯水層と50cmよりも接近する場合は、準不透水層まで遮水壁を設置し地下水位を下げte施工していただく必要があります。
※ 形質変更時要届出区域の汚染状態によっては、遮水壁を設置せずに、地下水位及び地下水質の測定・監視・記録を行いつつ、地下水位が掘削面より上位にないことを確認しながら施工する方法もありますが、必ず事前にご相談ください。
- ② 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出防止措置を講ずること
- ③ 飛び地間移動を行う場合は、健康被害防止措置を講じること
- ④ 土地の形質の変更を行った後、要措置区域における「汚染の除去等の措置」が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがない（過去に行われた措置の効果を損ねない）ようにすること

5 届出に必要となる書類

届出書は、正副2部提出していただくか、光ディスクにより提出（別途提出書が必要）ください。1部（副本）は届出書に届出済印を押印し、控えとして返却します。相談や届出、光ディスクによる提出を行おうとするときは、事前に環境局環境保全課水質係に連絡をお願いします。

【届出書類】※ 必要に応じて、5～22 ページの記載例を参照してください。

- ☐ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書(様式第十五)

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13823.html>

もしくは、広島市トップページの検索エンジンから「土壤汚染対策法について」を検索

- ◎ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
 - ☐ 汚染土壤の場所を明らかにした形質変更時要届出区域の位置図及び詳細図
※区域の汚染状況を示す根拠資料（過去の調査結果や工事完了報告書、詳細調査結果等）も併せて添付ください。
- ◎ 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 - ☐ 形質変更時要届出区域の特定有害物質による汚染状況を明らかにした図面
- ◎ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図
 - ☐ 施行方法について順を追って示した平面図
 - ☐ 土地の形質の変更範囲がわかる平面図
 - ☐ 掘削深度及び地下水位がわかる立面図、断面図
- ◎ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
 - ☐ 計画平面図等
- ◎ その他資料 ※ 必要に応じて添付ください。
 - ☐ 地下水位や準不透水層の深度を示す資料（該当区画のボーリング結果（柱状図等））
※溶出量基準超過区域に限ります。
 - ☐ 施工管理体制
 - ☐ 周辺環境保全計画

6 工事完了・措置完了の報告について

届出を行った工事が完了した場合は工事完了報告書を提出してください。また、必要な措置（掘削除去（地下水測定）、舗装、盛土等）が完了又は変更した場合は、当該措置についての措置完了報告書を提出してください。

記載例

着手予定日の 14
日前までに提出
してください。

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

広島市長

形質変更時要届出区域に指定されている区画のある地番を記入して下さい。多数の地番があり、欄内に記入しきれない場合は「代表的な地番 外〇筆」と記載し、他の地番を別紙に列記してください。

〇市〇区〇町〇番〇号

届出者 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	広島市〇〇区〇〇五丁目1234番の一部 外3筆
土地の形質の変更の種類	基準不適合土壤の掘削除去、既存基礎撤去
土地の形質の変更の場所	広島市〇〇区〇〇五丁目1234番及び 1235番2の各一部 (別添 土地の形質の変更に係る計画書のとおり)
土地の形質の変更の施行方法	別添 土地の形質の変更に係る計画書のとおり
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	工事を一時中断し、関係機関に連絡する。 湧水を水中ポンプで回収後、適切に処理する。
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	工事を一時中断し、関係機関に連絡するとともに環境保全課と協議する。
最大形質変更深さより1メートルを超えて試料採取等の対象としなかった土壤に 分析を行った計量法 ついて土地の形質の 変更をしようとする 場合	土壤汚染状況調査に 準じた方法による調 査の結果 分析を行った計量法 第107条の登録を受け た者の氏名又は名称 場合
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	

届出後に工事計画を変更した場合は、届出書の再提出が必要となりますので事前に必ず環境保全課へご相談ください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

株式会社〇〇〇〇広島事務所土壌汚染除去工事
土地の形質変更に係る計画書

令和〇年〇〇月

目次

1. 目的
2. 概要
 - 2.1 工場又は事業場の名称
 - 2.2 位置図
 - 2.3 土地の形質変更をする面積
 - 2.4 土地の形質変更の実施者及び土地所有者
 - 2.5 施工者
 - 2.6 土地の形質の変更の実施期間（工程表を添付）
 - 2.7 参考法規等
3. 土地の形質の変更しようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
4. 形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
5. 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図等
 - 5.1 施工フロー
 - 5.2 施工の方法（措置完了の確認方法まで）
6. 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
7. 施工管理体制
8. 周辺環境保全計画
9. 汚染の範囲の推移表
10. 緊急時の対応及び体制

記載例

1. 目的

本計画は、株式会社〇〇〇〇広島事務所（広島市〇〇区〇〇五丁目1 2 3 4 番の一部 外 3 筆）の既存建物の解体に伴い、令和〇〇年〇〇月〇〇日に指定された形質変更時要届出区域において、基準不適合土壌の掘削除去を行うことを目的とする。

2. 概要

2.1 工場又は事業場の名称

株式会社〇〇〇〇広島事業所

2.2 位置図（図 1.1 のとおり）

広島市〇〇区〇〇五丁目1 2 3 4 番、1 2 3 5 番1、1 2 3 5 番2 及び 1 2 3 6 番の各一部（地番）

広島市〇〇区〇〇五丁目1 番1 号（住居）

2.3 土地の形質変更の面積

形質変更時要届出区域 5 区画（500m²）のうち、2 区画（200m²）

2.4 土地の形質変更の実施者及び土地所有者

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地：〇市〇区〇町〇番〇号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

2.5 施工者

＊＊建設株式会社 代表取締役 ＊＊ ＊＊

所在地：＊市＊区＊町＊番＊号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇



記載例

2.6 土地の形質の変更の実施期間（工程表を参照）

土地の形質の変更の着手日：令和〇〇年〇〇月〇〇日（予定）

土地の形質の変更の完了日：令和〇〇年〇〇月〇〇日（予定）

	4 月	5 月	〇月	〇月	〇月
①準備工	→				
②掘削		→			
③汚染土壌運搬			→		
④汚染土壌処理					
⑤埋め戻し					

表〇 工程表

2.7 参考法規等

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

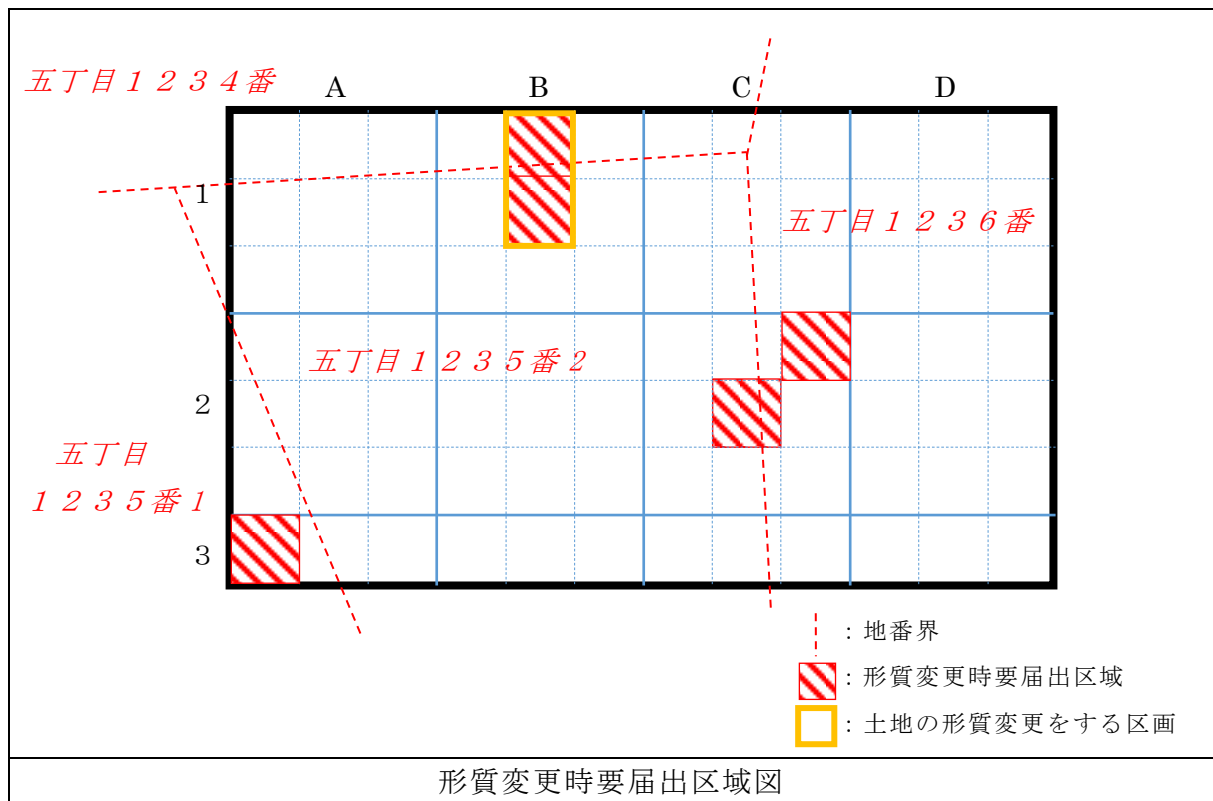
土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）

汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置ガイドライン（改訂第 3.1 版）

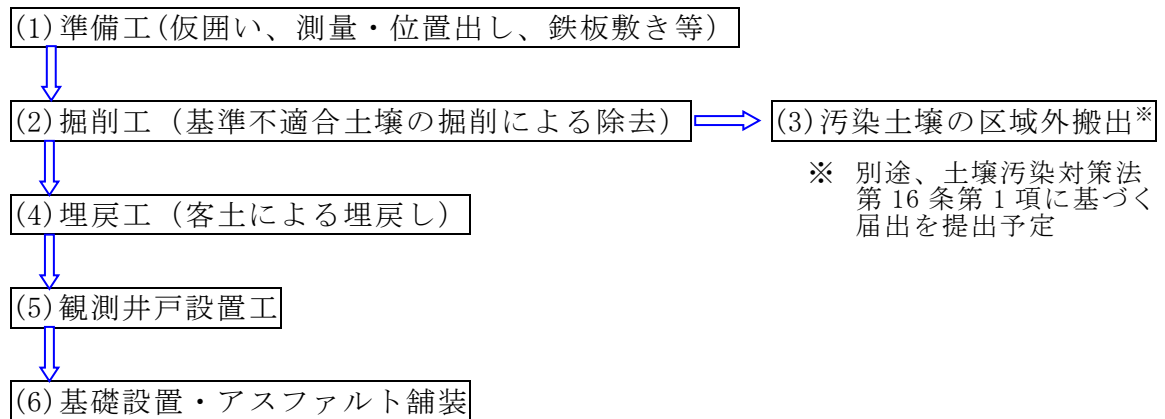
3. 土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面



記載例

5. 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図等

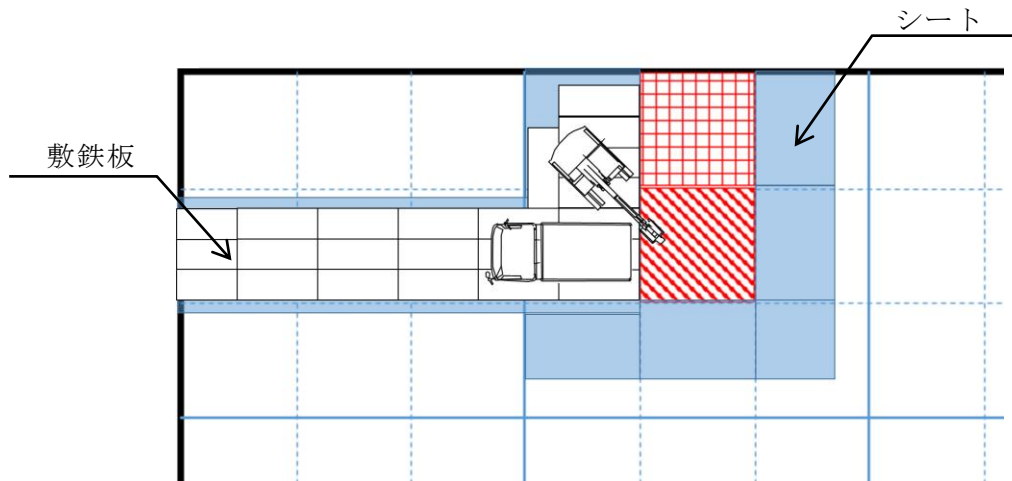
5.1 施行フロー



5.2 施工方法

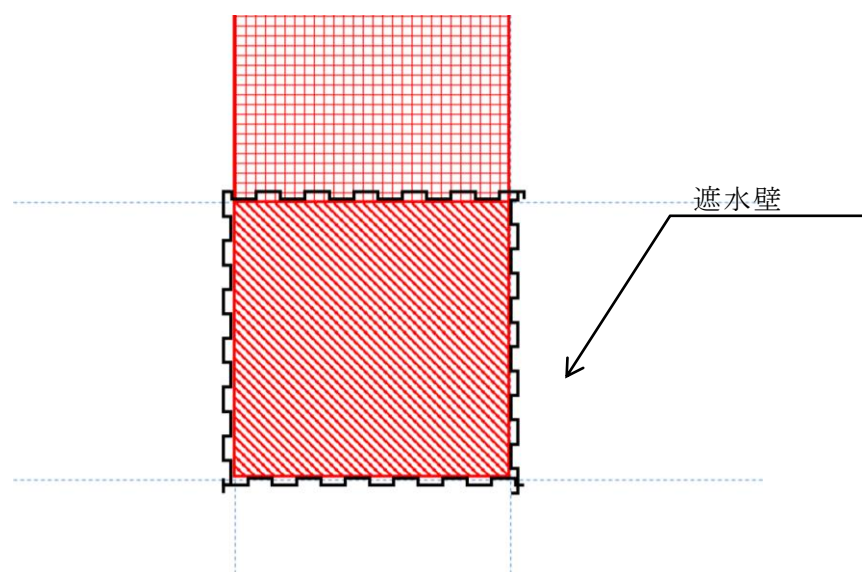
(1) 準備工(仮囲い、測量・位置出し、鉄板敷き等)

①土地の形質の変更を行う区画の周囲に仮囲いを設置し、第三者の侵入を防ぐ。現況確認測量を行い、マーキングして明示する。汚染土壌の飛散・流出等を防止するため、汚染土壌運搬車の移動経路には敷鉄板及びシートで養生する。



図〇 敷鉄板及びシートによる養生

②B1-5 区画について、掘削深度（GL-3.0m）が地下水位（GL-2.5m）よりも深い深度であるため、調査及び措置に関するガイドラインに基づき、準不透水層（GL-7.0m）まで遮水壁（鋼矢板）を設置する。遮水壁の内側を区画の境界より外側になるよう設置し、(2) 掘削工で基準不適合土壌を完全に掘削除去できるようにする。なお、地下水位及び準不透水層の深度の根拠については、後頁に添付する。



図〇 遮水壁設置

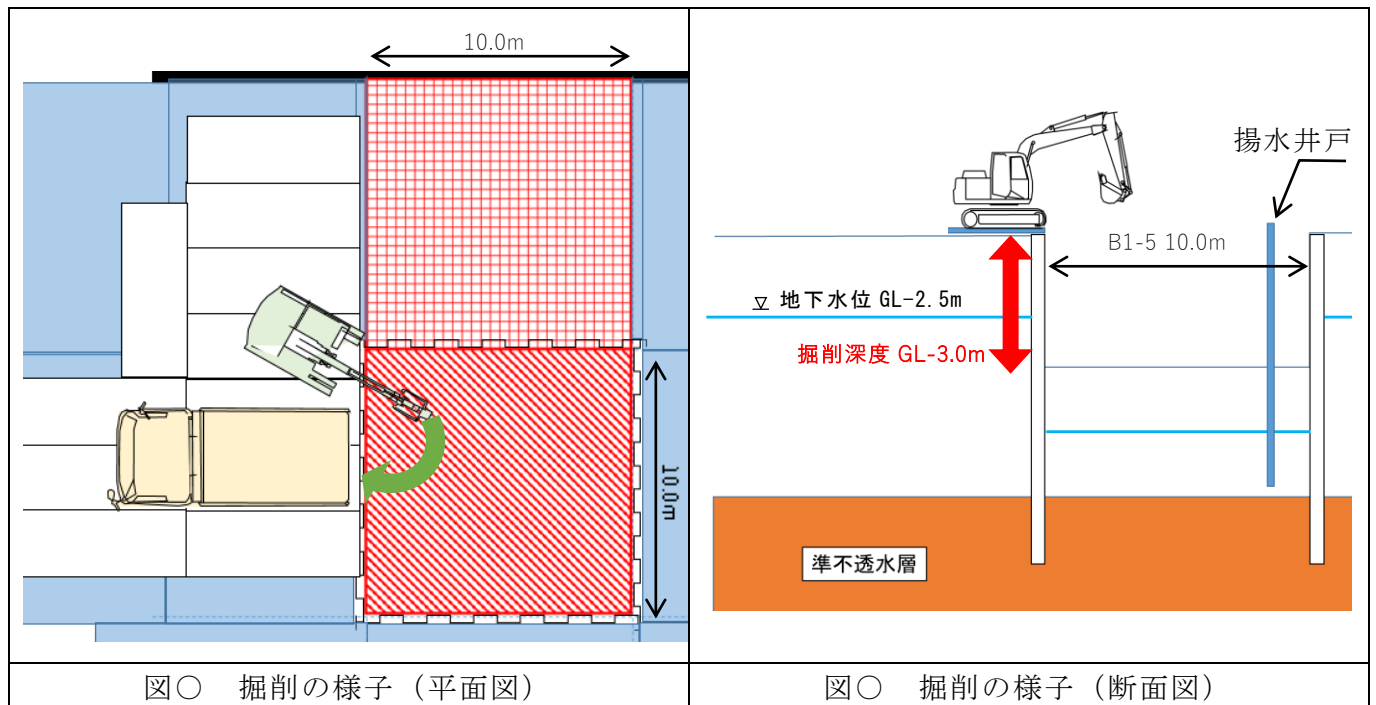
記載例

(2) 掘削工（基準不適合土壌の掘削による除去）

①B1-2 区画及び B1-5 区画について、それぞれ GL-2.5m 及び GL-3.0m 掘削する。B1-2 区画の汚染状態は（鉛及びその化合物（溶出））、B1-5 の汚染状態は（鉛及びその化合物（溶出・含有））であるため、B1-2 区画の汚染土壌が B1-5 区画に移動しても、B1-5 区画において新たな汚染が生じるおそれはないことから、B1-5 区画から基準不適合土壌を掘削除去する。当該区画は地下水以深の掘削であるため、区画内に揚水井戸を設置し、地下水を揚水しながら水位を低下させ、新たな地下水汚染を生じないように施工する。

ダンプトラックへの汚染土壌の積み込みは、汚染土壌の飛散流出防止のためバックホーの旋回方向を右回転にして行う。

基準不適合土壌の掘削除去完了後、出来形（掘削幅、深度）が満足していることを確認し(4) 埋戻工（客土による埋戻し）を行う。



指定解除を行わない場合でも、工事完了報告時に各掘削箇所・各盛土箇所の検尺を行った写真が必要になります。

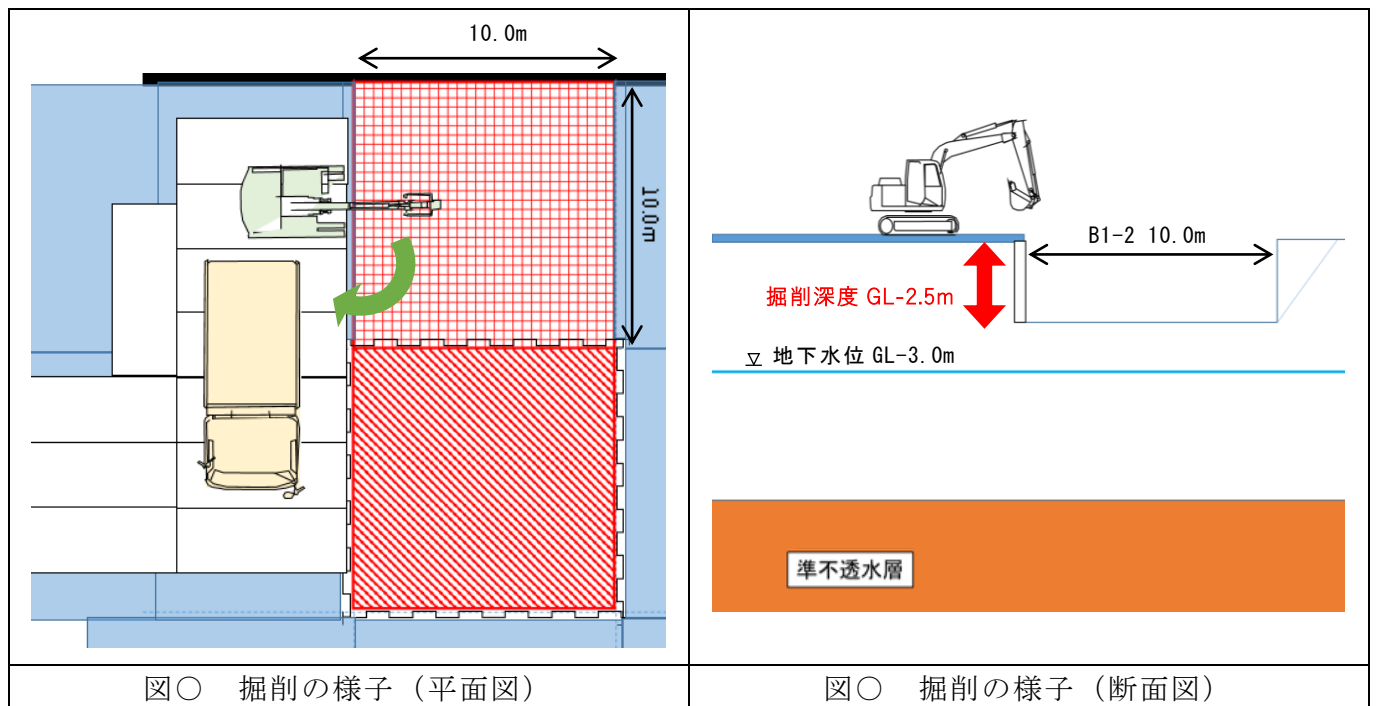
各掘削箇所のうち、区画ごとに最大掘削深度がわかる断面図を添付してください。

記載例

②B1-5 区画の埋戻しが完了した後に B1-2 区画の掘削除去を行う。掘削は東から西にかけて行う。区画の北側は隣地との境界であるため、措置中に隣地が崩れるおそれがあるため、軽量矢板による簡易土留めを行いながら GL-2.5m まで掘削する。区画の西側の境界には、掘削時に隣の区画へ汚染土壌が拡散しないよう軽量矢板による簡易土留めを行い掘削する。隣地境界付近は、バックホーによる掘削が困難な場合、人力で基準不適合土壌を確実に除去する。

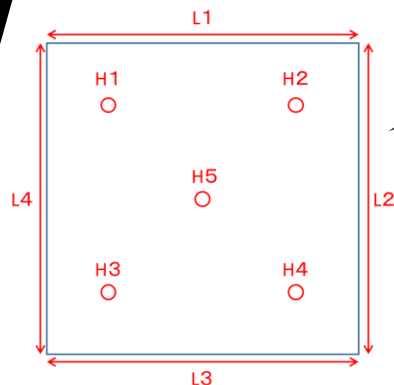
ダンプトラックへの汚染土壌の積み込みは、汚染土壌の飛散流出防止のためバックホーの旋回方向を右回転にして行う。

掘削除去完了後、出来形を確認する。



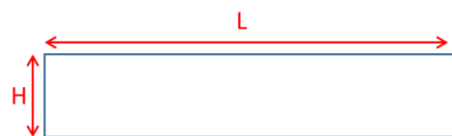
出来形確認は、単位区画につき平面方向については全ての辺を、また、深度方向については4隅と中心の合計5か所を検尺によって測量する。

指定解除を伴わない工事も、掘削深度及び埋め戻し位置等が確認できる検尺の写真が必要となります。



図〇 出来形管理図（平面）

掘削深度の確認は検尺を行い、写真を撮ってください。工事完了報告時に必ず必要となります。



図〇 出来形管理図（断面）

記載例

(3) 汚染土壌の区域外搬出

掘削除去した汚染土壌は、運搬のガイドラインに基づき汚染土壌処理業の許可施設で適切に浄化（抽出－洗浄）処理される。詳細は法第16条第1項に基づき別途届出した汚染土壌の区域外搬出届出書を参照されたい。

(4) 埋戻工（客土による埋戻し）

客土については、平成31年環境省告示第6号に基づき土壌溶出量・土壌含有量基準に適合していることを確認するための分析を実施する。

今回は、赤枠に示す客土によりアスファルト舗装分（GL-0.1m）を除いた高さまで埋め戻す。使用する客土の種類は〇〇で、埋戻し土量は〇〇m³の計画としている。

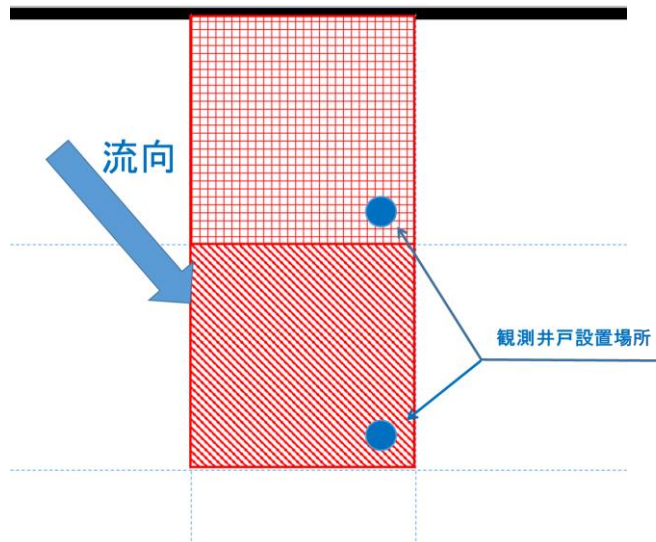
分析対象物質	土壌の種類	分析頻度
基準が定められているすべての特定有害物質の土壌溶出量及び土壌含有量	次のいずれかに該当する土壌 ・地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第1号（汚染のおそれがないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができ、かつ、自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層があることが確認されていない土地の土壌	発生場所ごとに 5,000 m ³ 以下ごとに1回
	次のいずれかに該当する土壌 ・地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第2号（汚染のおそれが少ないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している工場又は事業場の敷地として利用している又は利用していた土地以外の土壌であって施行規則第3条第6項に基づくおそれの区分を行っていない土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができない土壌 ・自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地の土壌 ・自然由来による基準不適合のおそれが不明な土壌	発生場所ごとに 900 m ³ 以下ごとに1回
	上記以外の土壌 （地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第3号（汚染のおそれが多いと認められる土地）に該当する土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している施設の敷地として利用している又は利用していた土地の土壌であっておそれの区分を行っていない土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等したか不明の土地の土壌）	発生場所ごとに 100 m ³ 以下ごとに1回

表〇 搬入土壌の品質管理方法の要件

客土の分析結果・出荷証明書を添付してください（工事完了報告書に添付していただいても構いません。）。

(5) 観測井戸設置工

基準不適合土壌が完全に掘削除去されたことを確認するために、B1-2 区画 B1-5 区画の地下水流向の下流側において、観測井戸を設置し地下水の環境が安定していることを確認した後に採水する。計量証明事業の登録した分析業者が、平成 15 年環境省告示第 17 号に基づき分析を行い地下水汚染の有無を確認する。

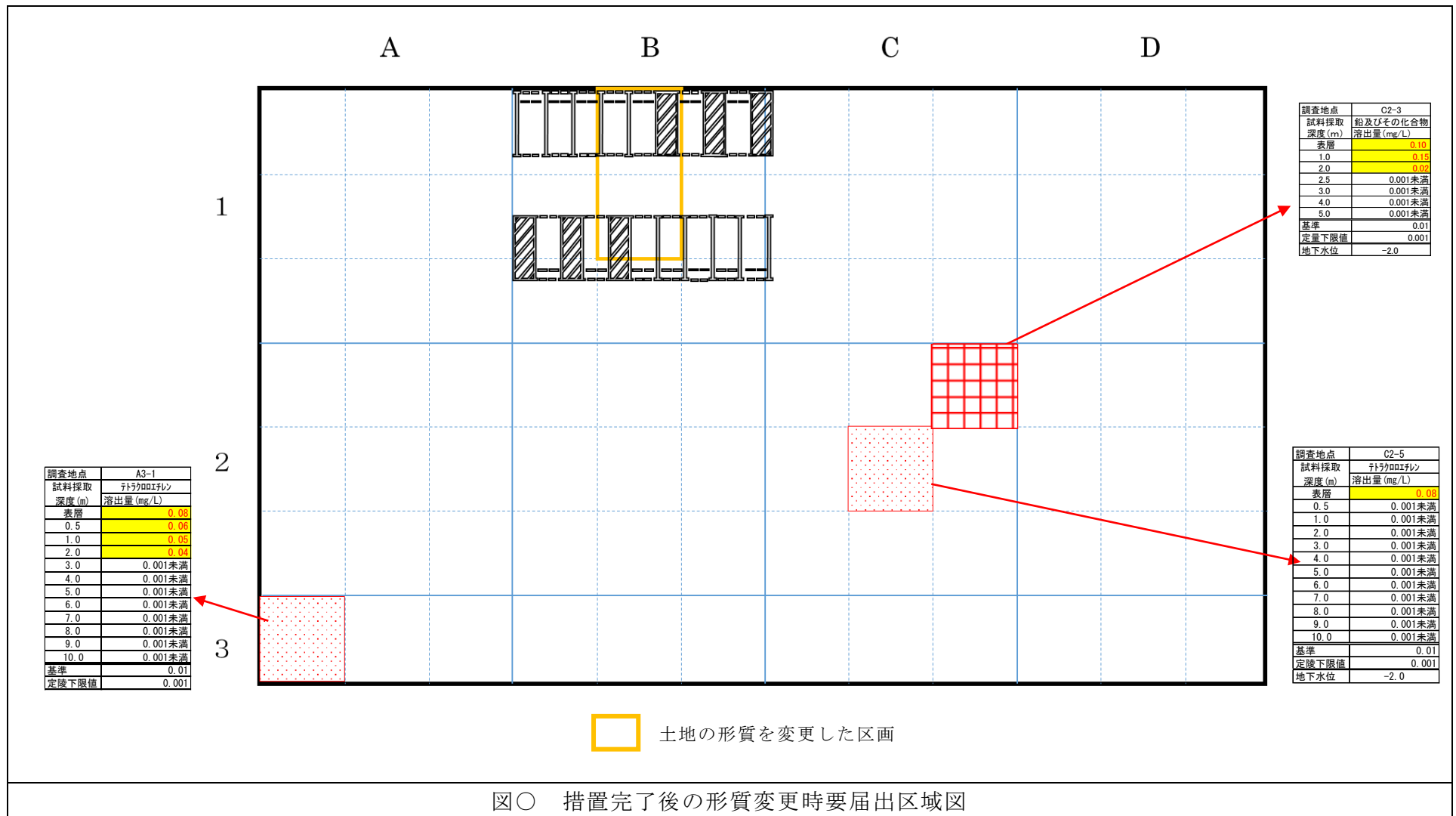


図〇 観測井戸設置場所

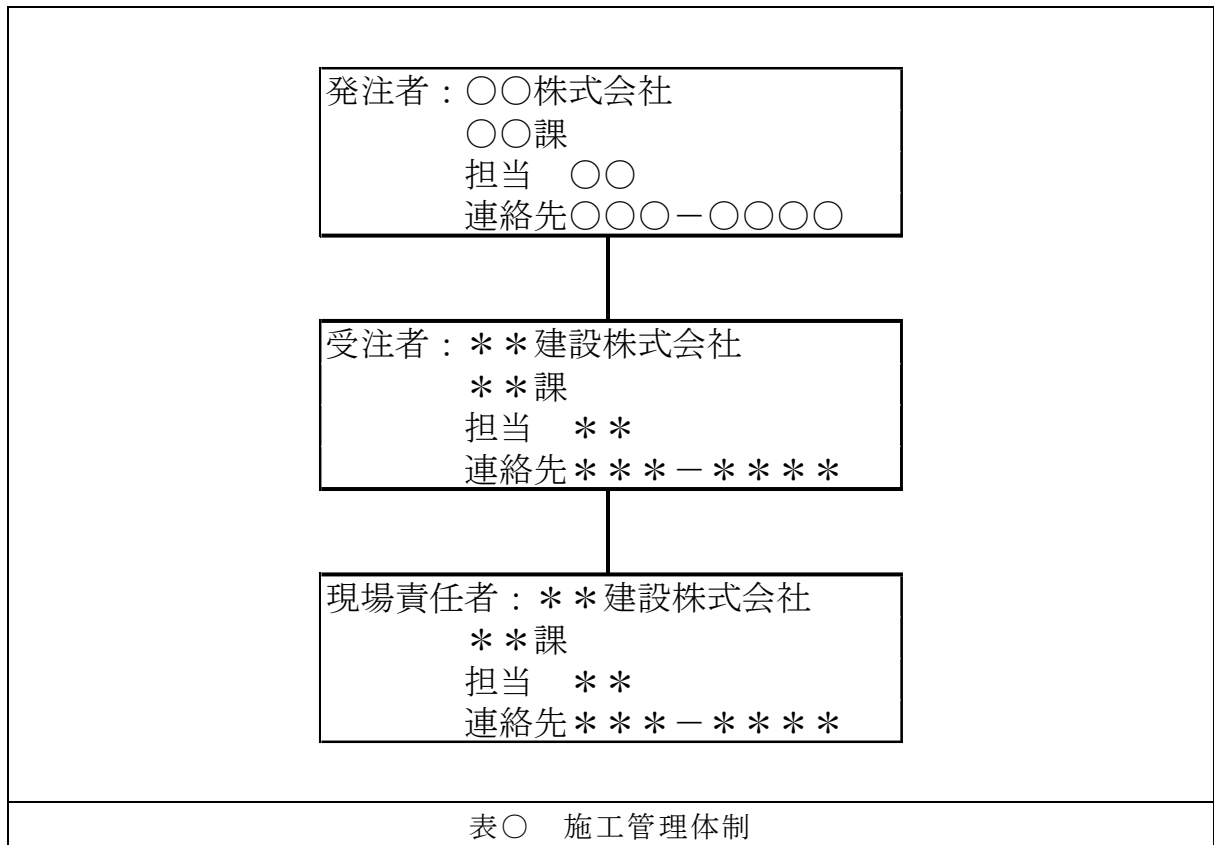
(6) アスファルト舗装

観測井戸は残置し、碎石（3 c m）及びアスファルト（7 c m）で舗装する。工事後は駐車場として利用する。

6. 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法



7. 施工管理体制

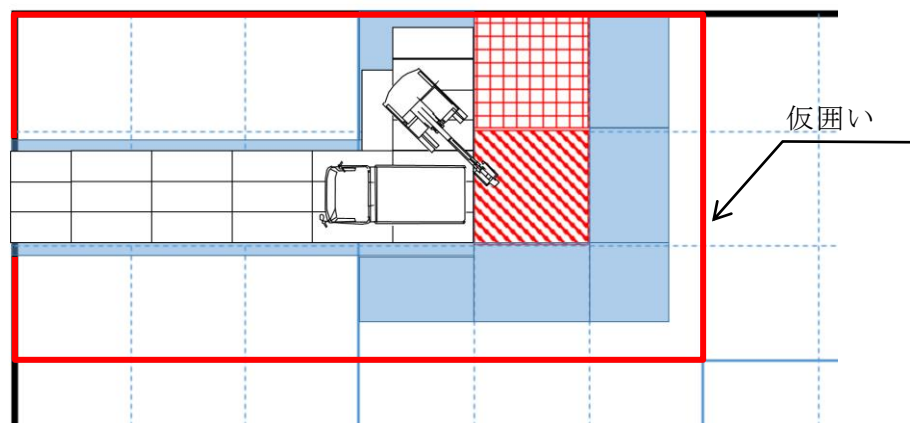


8. 周辺環境保全計画

8.1 飛散防止対策

掘削の際に、汚染土壌の飛散の無いように以下のことを行う。

- (1) 工事範囲の外周に仮囲い(ガードフェンス等)を設置する。
- (2) 運搬車両のタイヤに汚染土壌が付着し、周囲に拡散しないよう車両通路を整備する。タイヤに汚染土壌が付着した場合は、工事範囲内で清掃した後に場外に出る。
- (3) 運搬車両は荷台をシートまたは天蓋で覆い、運搬中に汚染土壌の拡散が無いようにする。
- (4) バックホー(バケット、キャタピラ部)に付着した汚染土壌は、区域外に出る場合、区域内で払い落とす。
- (5) 措置中に形質変更時要届出区域内と外を作業員が行き来する場合は、区域境界の区域側に足洗い場、泥落としマットを設け、付着した土壌を払い落した後に区域外に出る。
- (6) 掘削時の飛散防止措置として必要に応じて散水を行う。
- (7) 汚染土壌が露出している場合、作業を行わないときは周辺に飛散しないようシート養生を行う。
- (8) 汚染土壌が区域外に拡散した場合、速やかに区域内に戻す。



図〇 仮囲いの設置図

8.2 降雨時の措置

雨天時は、降雨量等の状況により作業の中断又は中止する。区画はシートで覆い、雨水の流入により汚染土壌が流出しないように養生する。

記載例

9. 汚染の範囲の変更について

当該措置による、汚染深度の推移を表○に示す。

(単位：m)

区画	汚染状態	施工前			施工後			最大掘削深度 (GL-)	地下水位 (GL-)
		TP	GL	汚染深度 (GL-)	TP	GL	汚染深度 (GL-)		
A3-1	テトラクロロエチレン (溶)	2.0	0.0	0.0～2.5	2.0	0.0	0.0～2.5	なし	2.0
B1-2	鉛(溶)	2.5	0.0	0.0～2.5	2.4	-0.1	汚染なし	2.5	3.0
B1-5	鉛(溶・含)	2.5	0.0	0.0～3.0	2.4	-0.1	汚染なし	3.0	2.5
C2-3	鉛(溶)	2.0	0.0	0.0～2.5	2.0	0.0	0.0～2.5	なし	2.0
C2-5	テトラクロロエチレン (溶)	2.0	0.0	0.0～1.0	2.0	0.0	0.0～1.0	なし	2.0

表○ 汚染深度の推移

土地の形質の変更を行う前後の汚染状態を表で記載ください。

10. 緊急時の対応及び体制

事故などによる緊急時には、緊急時対応マニュアルに基づき、必要な応急措置、防災対策を取ります。

(1) 関係機関への連絡

作業員等は、自動車等を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従います。

(2) 流出・拡散等の防止

作業員等は、必要に応じて、適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌を回収します。

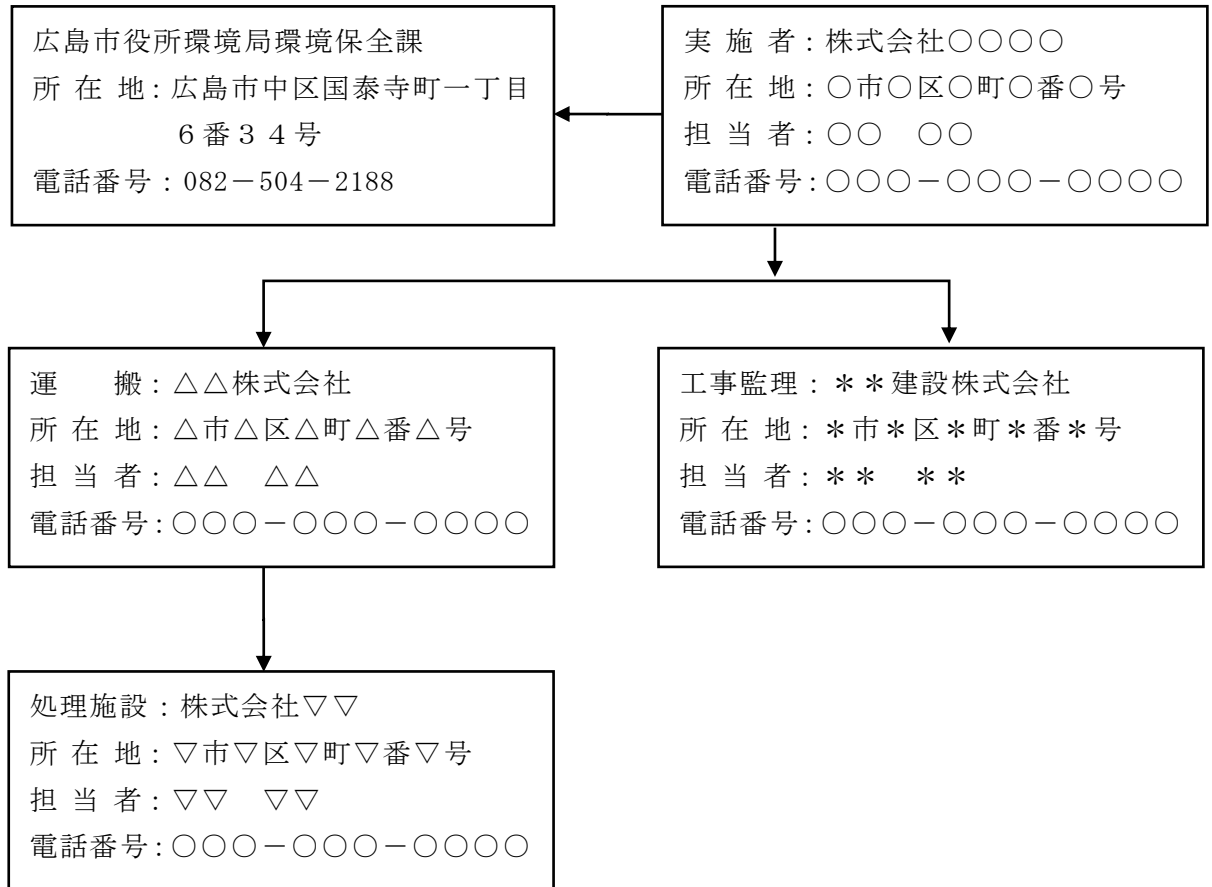
(3) 環境モニタリング調査等

汚染土壌が公共用水域又は土壌に飛散・流出し、又は大気に揮散された場合には、原因者が都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講じます。

緊急時対応マニュアル

特定有害物質名		鉛及びその化合物
緊急措置		・ エンジンを停止する。 ・ ㈱〇〇組 〇〇に連絡を行い、その指示に従う。 ・ 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、シート等で流出を防止する。
緊急通報		・ ㈱〇〇組 〇〇 (080-1234-5678) ・ いつ 〇〇時〇〇分頃 ・ どこで 〇〇市〇〇地区〇〇道、〇〇線付近で ・ 何が 鉛汚染土壌が ・ どうした 飛散した。 / 流出した。 ・ けが人は けが人がいます。 / けが人はいません。 ・ 私の名前は 〇〇会社 □□ □□ です。
緊急連絡		連絡先 : 担当者 : 電話 :
漏洩		・ こぼれた土壌は飛散しないようにして回収する。 ・ シャベル等を用いて、回収する。 ・ 危険でなければ漏れを止める。 ・ 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
暴露・接触時の 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分以上洗顔し、その際まぶたを指でよく開いて、眼球・まぶたの中の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示なしに目薬塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石けんを用いて十分に洗う。
	口から	口をすぐにすすぐ。安静にして病院へ運ぶ。
事後処置		緊急処置が終了した後は、㈱〇〇組 〇〇 (080-1234-5678) へ連絡する。

緊急時連絡体制



対象物質と基準

特定有害物質(法第2条)		基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (単位:mg/l) (施行規則別表第二)
		土壌溶出量基準 (単位:mg/l)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)	
クロロエチレン	(第1種特定有機化合物 揮発性有機化合物)	0.002 以下	—	0.002 以下
四塩化炭素		0.002 以下	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	—	0.04 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	—	0.002 以下
ジクロロメタン		0.02 以下	—	0.02 以下
テトラクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	—	0.006 以下
トリクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01 以下
ベンゼン		0.01 以下	—	0.01 以下
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質 重金属等)	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)		0.0005 以下 (かつ、アルキル水銀 は検出されないこと)	15 以下	0.0005 以下 (かつ、アルキル水銀 は検出されないこと)
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ひ素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物		1 以下	4000 以下	1 以下
シマジン	(第3種特定有害物質 農薬等)	0.003 以下	—	0.003 以下
チウラム		0.006 以下	—	0.006 以下
チオベンカルブ		0.02 以下	—	0.02 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)		検出されないこと	—	検出されないこと

土壌汚染対策法（抜粋）

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更
 - イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
 - ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更
 - 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
 - 三 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
 - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（適用除外）

第十三条 第三条第七項及び第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

第四十八条 法第十二条第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
 - 二 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 - 三 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 四 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
 - 五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - 六 自然由来等形質変更時要届出区域（法第十八条第二項に規定する自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）から搬出された自然由来等土壌（同項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
 - ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書
- 3 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。第四十九条 法第十二条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地
 - 三 土地の形質の変更の完了予定日

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第五十条 法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

二 他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

二 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

イ 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三 土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

2～5 略

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条 法第十二条第五項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ～ロ 略

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

（あて先）

広島市長

届出者

〔氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名〕

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
最大形質変更深さより1メートルを超え、 る深さの位置について試料採取等の対象 としなかった土壌に ついて土地の形質の 変更をしようとする 場合	土壤汚染状況調査に 準じた方法による調 査の結果 分析を行った計量法 第107条の登録を受け た者の氏名又は名称
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

問合せ先

広島市環境局環境保全課水質係
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話 504-2188

FAX 504-2229

MAIL ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp